

PICK
UP

NEWS

知らないと損する!? お金や税金ニュース

2026年1月

【2026年度税制改正大綱】主な改正内容をチェック③

2025年12月19日に与党より「令和8年度(2026年度)税制改正大綱」が公表されました。今回は、法人にとって関わりの大きな3つの改正内容について紹介します。

賃上げ促進税制の見直し

賃上げの状況を反映し、企業規模に応じた大幅な見直しが行われます。

- ・ 大企業:2026年3月末までに開始する事業年度で廃止
- ・ 中堅企業:要件厳格化の上、2027年3月末までに開始する事業年度で廃止
- ・ 中小企業:現行の支援策を維持

また、教育訓練費については、全区分で上乗せ措置が廃止される予定です。(具体的な廃止時期は未定)

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設

国内における高付加価値な投資を強力に後押しするため、新たな投資減税制度が創設されます。

具体的には、経済産業大臣の確認を受けた投資計画(年平均の投資利益率15%以上など)に基づき、一定規模以上の機械装置や建物等を取得した場合、「即時償却」または「最大7%の税額控除」のいずれかを選択適用できます。

なお、当制度は投資計画の合計額が35億円以上(中小企業者等は5億円以上)という大規模な投資が対象です。

事業承継税制の提出期限延長

経営者の高齢化を踏まえ、制度の活用を促すために計画の提出期限が延長されます。

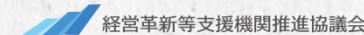
- ・ 法人版:特例承継計画の提出期限を2026年3月末⇒2027年9月30日に延長
- ・ 個人版:個人事業承継計画の提出期限を2026年3月末⇒2028年9月30日に延長

ただし、納税猶予の適用期限自体は変更の予定がないため、当制度を適用する場合には早めの着手が重要です。

今回の税制改正大綱では、法人を中心とした特例制度の見直しが進められました。

今後の法案成立の過程で詳細が確定するため、最新の情報に注意しつつ、自社の投資・承継計画を見直す機会として役立てましょう。

記事作成:



お問い合わせ

(株)西田事務所/西田了税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地 MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807